

## 浜松市保育所等緊急整備事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 市長は、子どもを安心して育てることができる体制の整備を行うため、緊急子育て支援事業を実施する事業者(市税を完納している者に限る。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)及びこの交付要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱における事業は次のとおりとする。

(1) 「緊急子育て支援事業」とは、次に掲げる事業とする。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成24年法律第66号。以下「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園において、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設としての保育を実施する部分及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所の施設整備は、「保育所等整備交付金交付要綱」(厚生労働事務次官名の通知に基づき実施されるもの。以下「要綱」という。)に定める保育所等施設整備事業(以下「保育所等施設整備事業」という。)

幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分の施設整備は、「認定こども園施設整備交付金実施要領」(平成27年5月21日初等中等教育局長裁定。以下「実施要領」という。)に定める認定こども園整備(以下「認定こども園整備事業」という。)

に関して、国又は県の所管庁からの事業の指定があった場合には、「安心こども基金管理運営要領」(平成21年3月5日20文科初第1279号文部科学省初等中等教育局長・雇児発第0305005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙。以下「管理運営要領」という。)に定める特別対策事業のうち、管理運営要領別添1に基づき事業者が実施する保育所緊急整備事業(以下「安心こども基金保育所緊急整備事業」という。)

に関して、国又は県の所管庁からの事業の指定があった場合には、管理運営要領に定める特別対策事業のうち、管理運営要領別添8に基づき事業者が実施する認定こども園整備事業(以下「安心こども基金認定こども園整備事業」という。)

(2) 「施設整備」とは、別表1の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

### (補助の対象及び補助額)

第3条 補助の対象及び補助額は次のとおりとする。

(1) 別表2のとおりとする。

ただし、次に掲げる事業については、補助の対象としないものとする。

国及び県が別途定める制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

土地の買収又は整地に要する費用に対し補助を行う事業

- (2) 事業ごとに算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

( 交付の申請 )

第 4 条 緊急子育て支援事業の補助金の交付申請をしようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書 ( 第 1 号様式 )
- (2) 申請額算出内訳書
- (3) 事業計画書 ( 第 2 号様式 )
- (4) 収支予算書 ( 見込書 ) ( 第 3 号様式 )
- (5) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
- (6) 市税納付・納入確認同意書 ( 第 4 号様式 )
- (7) 暴力団排除に関する誓約書 ( 第 5 号様式 )
- (8) その他市長が別に定める書類

( 交付の条件 )

第 5 条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 事業内容の変更 ( 軽微な変更を除く。 ) をする場合には、市長の承認を受けなければならないこと。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 ( 昭和 40 年大蔵省令第 15 号 ) に定められている耐用年数等に相当する期間 ( 同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間。以下「処分制限期間」という。 ) 内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならないこと。
- (5) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後におい

ても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

- (7) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (8) 事業者が第1号から第7号までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (9) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第6号様式）を速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならないこと。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがあること。

- (10) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除くものとする。
- (11) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。
- (12) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (13) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- (14) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

（交付の決定）

第6条 市長は、第4条の申請があったときは、これを審査し、当該申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（第7号様式）により、申請者

に通知するものとする。

( 変更の承認申請 )

第 7 条 緊急子育て支援事業の補助金の変更申請をしようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 変更承認申請書 ( 第 8 号様式 )
- (2) 変更申請額算出内訳書
- (3) 変更事業計画書 ( 第 2 号様式 )
- (4) 変更収支予算書 ( 第 3 号様式 )
- (5) その他市長が別に定める書類

( 変更の決定 )

第 8 条 市長は、前条の申請を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、変更交付決定通知書 ( 第 9 号様式 ) により、申請者に通知するものとする。

( 実績報告 )

第 9 条 緊急子育て支援事業の補助金の交付決定を受けた者は、当該補助事業が完了したときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 提出書類

- 実績報告書 ( 第 1 0 号様式 )
- 精算額算出内訳書
- 事業実績報告書 ( 第 1 1 号様式 )
- 収支決算書 ( 見込書 ) ( 第 3 号様式 )
- その他市長が別に定める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して 3 0 日を経過した日 ( 第 5 条第 2 号により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から 3 0 日以内 ) 又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の 4 月 7 日のいずれか早い日。

( 補助金の額の確定 )

第 1 0 条 市長は、前条の報告を受けたときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書 ( 第 1 2 号様式 ) により、申請者に通知するものとする。

( 請求の手続 )

第 1 1 条 補助金の請求の手続きをする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければな

らない。

(1) 提出書類

請求書（第13号様式）

(2) 提出期限

補助金額交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

（概算払の請求手続）

第12条 補助金の概算払を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

提出書類

概算払承認申請書（第14号様式）

概算払請求書（第13号様式）

資金計画表（第15号様式）

（概算払の承認決定）

第13条 市長は、前条の申請を審査し、適当と認めるときは、補助金の概算払承認を決定し、概算払承認決定通知書（第16号様式）により、申請者に通知するものとする。

（関係書類の整備）

第14条 補助事業者は、補助事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し10年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、10年間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行し、平成31年度から平成32年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行し、令和2年度の補助金に適用する。

別表 1

種 類	整備区分	整備内容
新 設	創 設	新たに施設を整備すること。
修 理	大規模修繕等	既存施設について平成20年6月12日雇児発第0612002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」を準用し整備をすること。
改 造	増 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
	増 改 築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
	改 築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。
整 備	老朽民間児童福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「老朽民間児童福祉施設等の整備について」を準用し改築整備（一部改築を含む。）をすること。

別表2

補助の対象			補助額
1 事業の区分	2 経費	3 基準額	
保育所等施設 整備事業	事業者が行う 保育所等施設 整備事業に要 する経費	要綱の「保育所 等」に対応する (別表)交付基 準額表の「基準 額」欄に掲げる 額	補助額は、次により算出された額とする。 (1) 対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額 (2) (別表)交付基準額表に定める事業ごとに算出した基準額の合計額に2を除して3を乗じて算出した額 (3) (1)により算出した額と(2)により算出した額を比較して少ない方の額に、3を除して2を乗じて算出した額(1,000円未満の端数切捨て) (4) (1)により算出した額と(2)により算出した額を比較して少ない方の額に、12を除して算出した額(1,000円未満の端数切捨て) (5) (3)及び(4)により算出した額の合計額を補助額とする。
認定こども園 整備事業	事業者が行う 認定こども園 整備事業に要 する経費	実施要領の「認 定こども園整 備」に対応する (別表)交付基 準額表の「基準 額」欄に掲げる 額	補助額は、次により算出された額とする。 (1) 対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額 (2) (別表)交付基準額表に定める事業ごとに算出した基準額の合計額に2を乗じて算出した額 (3) (1)により算出した額と(2)により算出した額を比較して少ない方の額に、2を除して算出した額(1,000円未満の端数切捨て) (4) (1)により算出した額と(2)により算出した額を比較して少ない方の額に、4を除して算出した額(1,000円未満の端数切捨て) (5) (3)及び(4)により算出した額の合計額を補助額とする。
安心こども基 金保育所緊急 整備事業	事業者が行う 安心こども基 金保育所緊急 整備事業に要 する経費	管理運営要領 の「保育所緊急 整備事業」に対 応する(別表) 補助基準額表 の「基準額」欄 に掲げる額	補助額は、次により算出された額とする。 (1) 対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額 (2) (別表)補助基準額表に定める事業ごとに算出した基準額の合計額 (3) (1)により算出した額と(2)により算出した額を比較して少ない方の額に、3を除して2を乗じて算出した額(1,000円未満の端数切捨て) (4) (1)により算出した額と(2)により算出した額を比較して少ない方の額に、12を除して算出した額(1,000円未満の端数切捨て) (5) (3)及び(4)により算出した額の合計額を補助額とする。
安心こども基 金認定こども 園整備事業	事業者が行う 安心こども基 金認定こども 園整備事業に 要する経費	管理運営要領 の「認定こども 園整備事業」に 対応する(別表) 補助基準額表 の「基準額」欄 に掲げる額	補助額は、次により算出された額とする。 (1) 対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額 (2) (別表)補助基準額表に定める事業ごとに算出した基準額の合計額 (3) (1)により算出した額と(2)により算出した額を比較して少ない方の額に、2を除して算出した額(1,000円未満の端数切捨て) (4) (1)により算出した額と(2)により算出した額を比較して少ない方の額に、4を除して算出した額(1,000円未満の端数切捨て) (5) (3)及び(4)により算出した額の合計額を補助額とする。

第1号様式

第 号  
年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地  
名 称  
代表者

印

## 交付申請書

このことについて、 事業を実施したいので、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 補助交付申請金額 円
- 2 施設の種類及び名称
- 3 事業の目的及び内容
  - (1)整備目的
  - (2)整備内容
- 4 申請額算出内訳 別紙申請額算出内訳書
- 5 事業計画 別紙第2号様式のとおり

(添付書類) 第3号様式



第2号様式

事業計画書（変更事業計画書）

1 対象施設の概要

- (1)施設の名称及び所在地
- (2)施設の種類
- (3)設置主体及び経営主体
- (4)入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人

2 施設整備費に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事費を除く。）

(ア)敷地面積 \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

(イ)敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）

(ウ)施設整備の区分（創設、拡張等の別）

(エ)建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>、延べ面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

(オ)建物の構造（\_\_\_\_\_造）

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

(ア)建設の面積 建築面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>、延べ面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

(イ)建物の構造（\_\_\_\_\_造）

(ウ)建築年月日

(エ)補助金の区分（ \_\_\_\_\_年度：国庫・民間・自己資金・その他）

(オ)処分（取りこわし）年月日

ウ 仮設施設工事

(ア)建設の面積 建築面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>、延べ面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

(イ)建物の構造（\_\_\_\_\_造）

(2) 整備費内訳

ア 主体工事費 \_\_\_\_\_円

イ 工事事務費 \_\_\_\_\_円

ウ 小計（本体工事費）\_\_\_\_\_円

エ 特殊附帯工事費 \_\_\_\_\_円  
 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_円  
 オ 解体撤去工事費及び  
 仮施設整備工事費 \_\_\_\_\_円  
 (解体撤去工事費) \_\_\_\_\_円  
 (仮施設整備工事費) \_\_\_\_\_円  
 カ その他の工事費 \_\_\_\_\_円  
 キ 地域交流スペース \_\_\_\_\_円  
 ク 合計 \_\_\_\_\_円

(3) 財源内訳

ア 市費補助金(法定) \_\_\_\_\_円  
 イ 市費補助金(市単) \_\_\_\_\_円  
 ウ 設置者負担金 \_\_\_\_\_円  
 (内訳)  
 自己資金 \_\_\_\_\_円  
 借入金  
 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_円  
 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_円  
 寄付金 \_\_\_\_\_円  
 エ その他( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_円  
 オ 合計 \_\_\_\_\_円

(4) 施工計画

ア 契約年月日  
 イ 着工年月日  
 ウ 竣工年月日  
 エ 事業開始年月日  
 オ 解体撤去工事関係  
 (ア)着工年月日  
 (イ)完了年月日  
 キ 仮施設工事関係  
 (ア)工事期間  
 (イ)仮施設の使用期間

(5) その他参考事項

(添付書類)

ア 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表(拡張、改造等の場合は、既存建物との関係を明示すること。)

イ 配置図、各階平面図（拡張、改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。）

ウ 既存施設の解体撤去工事がわかるもの

エ 工事費費目別内訳書

（注） 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

第3号様式

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）（見込書）

1 収入の部

区 分	予算額	決算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

2 支出の部

区 分	予算額	決算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

（注） 変更収支予算書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること

年 月 日

所在地  
名 称  
代表者

印

第4号様式

市税納付・納入確認同意書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

補助金交付申請者

所在地

名 称

代表者

印

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市保育所等緊急整備事業費補助金交付要綱第1条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付又は納入の状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市保育所等緊急整備事業費補助金

第5号様式

暴力団排除に関する誓約書

浜松市保育所等緊急整備事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

(1) 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)

(2) 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員等と密接な関係を有する者

(4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

年 月 日

(あて先) 浜松市長

(誓約者)

所在地

名称

代表者

印

第 6 号様式

第 号  
年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地  
名 称  
代表者

印

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け浜松市指令 第 号で交付決定を受けた 事業  
費補助金( 整備分 )に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、  
下記のとおり報告する。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)  
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 \_\_\_\_\_ 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告による確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税  
額(要市補助金等返還相当額)

金 \_\_\_\_\_ 円

- 4 添付書類

(1) 3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

第7号様式

浜松市指令 第 号  
年 月 日

様

浜松市長



## 交付決定通知書

年 月 日付け 第 号により申請があった 事業費  
補助金について、次のとおり決定します。

### 1 決定の内容

(1)金額 円

(2)交付の対象

### 2 交付の条件

- (1)補助金は、浜松市保育所等緊急整備事業費補助金交付要綱第5条に掲げる事項を条件として交付するものであること。
- (2)規則及び浜松市保育所等緊急整備事業費補助金交付要綱を遵守すること。
- (3)補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (4)規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- (5)補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (6)補助事業者は、補助事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、10年間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。



第8号様式

第 号  
年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地  
名 称  
代表者

印

### 変更承認申請書

このことについて、 年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金の交付決定を受けた 事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 計画変更の理由
  - 2 変更の内容 別紙第2号様式のとおり
  - 3 変更申請額算出額内訳 別紙変更申請額算出内訳書
  - 4 補助金所要額
    - (1) 前回までの交付決定金額 円
    - (2) 今回変更承認申請額 円
    - (3) 差引増減額 円
- (添付書類) 別紙第3号様式のとおり

様

浜松市長



## 変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号により変更承認申請があった 事業費  
補助金について、次のとおり変更交付決定します。

### 1 決定の内容

(1)変更交付金額 円

(2)交付の対象

### 2 交付の条件

(1)補助金は、浜松市保育所等緊急整備事業費補助金交付要綱第5条に掲げる事項を条件として交付するものであること。

(2)規則及び浜松市保育所等緊急整備事業費補助金交付要綱を遵守すること。

(3)補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。

(4)規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。

(5)補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

(6)補助事業者は、補助事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、10年間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

第10号様式

第 号  
年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地  
名 称  
代表者

印

## 実績報告書

このことについて、 年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金の交付決定を受けた 事業が完了したので、次の関係書類を添えて報告します。

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1 施設の種類及び名称  |              |
| 2 精算額内訳      | 別紙精算額内訳書     |
| 3 事業実績報告書    | 別紙第11号様式のとおり |
| 4 収支決算書(見込書) | 別紙第3号様式のとおり  |

事業実績報告書

1 対象施設の概要

- (1)施設の名称及び所在地
- (2)施設の種類
- (3)設置主体及び経営主体
- (4)入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合 計
人	人	人

2 施設整備費に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事費を除く。）

(ア)敷地面積 \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

(イ)敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）

(ウ)施設整備の区分（創設、拡張等の別）

(エ)建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>、延べ面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

(オ)建物の構造（\_\_\_\_\_造）

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

(ア)建設の面積 建築面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>、延べ面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

(イ)建物の構造（\_\_\_\_\_造）

(ウ)建築年月日

(エ)補助金の区分（ \_\_\_\_\_年度：国庫・民間・自己資金・その他）

(オ)処分（取りこわし）年月日

ウ 仮設施設工事

(ア)建設の面積 建築面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>、延べ面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

(イ)建物の構造（\_\_\_\_\_造）

(2) 支出済事業費総額

ア 主体工事費 \_\_\_\_\_円

イ 工事事務費 \_\_\_\_\_円

ウ 小計（本体工事費）\_\_\_\_\_円（1 m<sup>2</sup>当たり\_\_\_\_\_円）

エ 特殊附帯工事費 \_\_\_\_\_円

( ) \_\_\_\_\_円  
オ 解体撤去工事費及び  
仮施設整備工事費 \_\_\_\_\_円  
(解体撤去工事費) \_\_\_\_\_円  
(仮施設整備工事費) \_\_\_\_\_円  
カ その他の工事費 \_\_\_\_\_円  
キ 地域交流スペース \_\_\_\_\_円  
ク 合計 \_\_\_\_\_円

(3) 財源内訳

ア 市費補助金(法定) \_\_\_\_\_円  
イ 市費補助金(市単) \_\_\_\_\_円  
ウ 設置者負担金 \_\_\_\_\_円  
(内訳)  
自己資金 \_\_\_\_\_円  
借入金  
( ) \_\_\_\_\_円  
( ) \_\_\_\_\_円  
寄付金 \_\_\_\_\_円  
エ その他( ) \_\_\_\_\_円  
オ 合計 \_\_\_\_\_円

(4) 施工期間

ア 契約年月日  
イ 着工年月日  
ウ 竣工年月日  
エ 事業開始年月日  
オ 解体撤去工事関係  
(ア)着工年月日  
(イ)完了年月日  
カ 仮施設工事関係  
(ア)工事期間  
(イ)仮施設の使用期間

(5) その他参考事項

(添付書類)

ア 工事仕様書、支出済工事費費目別内訳書及び工事事務費費目別内訳書  
イ 工事請負契約書の写し(請負の場合)若しくは支払領収書の写し(直営の場合)

- 又は賃貸借契約書の写し（賃貸借の場合、ただし仮施設整備のみ）
- ウ 工事完了を確認するに足りる検査済証（建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による検査済証）の写し
  - エ 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
  - オ 建物平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図（少なくとも2方面からのもの）
  - カ 建物内外主要部分の写真
  - キ 工事契約金額報告書（別紙）
  - ク 初度設備、大型遊具等補助に係る工事請負契約以外の契約書（又は請書）の写し
  - ケ クに係る検収調書（又はそれに代わるもの）の写し

別紙

第 号  
年 月 日

(あて先) 浜松市長

社会福祉法人  
理事長

施工業者  
株式会社  
代表取締役

### 工事契約金額報告書

発注者(委託者) 社会福祉法人 と請負者(受託者) 株式会社 は  
施設建設工事に係る工事請負契約(設計監理委託契約)を次のとおり締結し施工  
するとともに、交付金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契約年月日	金額
当初 工事請負契約	年 月 日	金 円
変更(追加)契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円
設計監理委託契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円

第12号様式

浜 第 号  
年 月 日

様

浜松市長



### 補助金額確定通知書

年 月 日付け浜松市指令 第 号で交付決定した 年度浜  
松市保育所等緊急整備事業費補助金については、年 月 日付け第 号  
による実績報告に基づき補助金額を次のとおり確定します。

1 確定補助金額

円



第13号様式

請求書（概算払請求書）

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、 \_\_\_\_\_ 年 月 日付け浜 第 \_\_\_\_\_ 号により補助金の確定（決定）を受けた事業の補助金として、上記のとおり請求します。

施設名（ \_\_\_\_\_ ）

事業名（ \_\_\_\_\_ ）

交付確定（決定）額 \_\_\_\_\_

受 入 済 額 \_\_\_\_\_

今 回 請 求 額 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 年 月 日

（あて先）浜松市長

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者

印

振込先口座	銀 行 本店 普通預金 信用金庫 支店 口座番号 農 協 支所 当座預金
口座名義	

第14号様式

第 号  
年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地  
名 称  
代表者

印

### 概算払承認申請書

年 月 日付け浜松市指令 第 号で交付決定を受けた 事業費補助金( 整備分)について、下記のとおり概算払くださるよう申請いたします。

- 1 概算払を必要とする理由
- 2 概算払を必要とする金額
- 3 概算払を必要とする期日
- 4 その他参考事項

(添付書類) 1 工事等出来高調書、2 資金計画表(別紙第15号様式のとおり)

第15号様式

資金計画表

(単位：円)

区分	科目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
収入														
	計													
支出														
	計													
収支差額														
前月より繰越														
翌月へ繰越														

(注) 未経過の月分については見込額を計上すること。

第16号様式

浜松市指令 第 号  
年 月 日

様

浜松市長



## 概算払承認決定通知書

年 月 日付け 第 号により概算払の承認申請があった 事  
業費補助金について、次のとおり承認します。

### 1 承認の内容

(1)金額 円

(2)時期

### 2 交付の条件

(1)補助金は、浜松市保育所等緊急整備事業費補助金交付要綱第5条に掲げる事項を条件として交付するものであること。

(2)規則及び浜松市保育所等緊急整備事業費補助金交付要綱を遵守すること。

申 請 額 算 出 内 訳 書

(設置者の名称)

(施設の名称)

施設種別	設置者の 総事業費 A 円	対象経費の 実支出(予定)額 B( A)円	寄付金その他の 収入額 C 円	差引額 D(=A-C)円	選定額 E 円	算定基準による 算定額		市費補助 基本額 H 円	市費補助 所要額 I 円
						定員 F	補助 基準額 G 円		
1 施設整備費									
小 計									
小 計									
施設整備費計									

- (注)
- 1 工事請負契約を締結する単位で作成すること。
  - 2 算出に当たっては、本体、その他工事別とし、小計を設けること。
  - 3 C欄には、移行時特別積立金を含めること。
  - 4 E欄には、B欄、D欄を比較していずれか少ない方の額を記入すること。
  - 5 E欄、H欄、I欄計の欄については、内訳の金額の有無に関係なく必ず記入すること。
  - 6 H欄は、E欄、G欄を比較していずれか少ない方の額を記入すること。

変 更 申 請 額 算 出 内 訳 書

(設置者の名称)

(施設の名称)

施設種別	設置者の 総事業費 A 円	対象経費の 実支出(予定)額 B( A)円	寄付金その他の 収入額 C 円	差引額 D(=A-C)円	選定額 E 円	算定基準による 算定額		市費補助 基本額 H 円	市費補助 所要額 I 円
						定員 F	補助 基準額 G 円		
1 施設整備費									
小 計									
小 計									
施設整備費計									

- (注)
- 1 工事請負契約を締結する単位で作成すること。
  - 2 算出に当たっては、本体、その他工事別とし、小計を設けること。
  - 3 C 欄には、移行時特別積立金を含めること。
  - 4 E 欄には、B 欄、D 欄を比較していずれか少ない方の額を記入すること。
  - 5 E 欄、H 欄、I 欄計の欄については、内訳の金額の有無に関係なく必ず記入すること。
  - 6 H 欄は、E 欄、G 欄を比較していずれか少ない方の額を記入すること。

精 算 額 算 出 内 訳 書

(設置者の名称)

(施設の名称)

施設種別	設置者の 総事業費 A 円	対象経費の 実支出(予定)額 B( A)円	寄付金その他の 収入額 C 円	差引額 D(=A-C)円	選定額 E 円	算定基準による 算定額		市費補助 基本額 H 円	市費補助 所要額 I 円
						定員 F	補助 基準額 G 円		
1 施設整備費									
小 計									
小 計									
施設整備費計									

- (注)
- 1 工事請負契約を締結する単位で作成すること。
  - 2 算出に当たっては、本体、その他工事別とし、小計を設けること。
  - 3 C 欄には、移行時特別積立金を含めること。
  - 4 E 欄には、B 欄、D 欄を比較していずれか少ない方の額を記入すること。
  - 5 E 欄、H 欄、I 欄計の欄については、内訳の金額の有無に関係なく必ず記入すること。
  - 6 H 欄は、E 欄、G 欄を比較していずれか少ない方の額を記入すること。